

たちかわ創造舎利用規約

〔総則〕

第 1 条 本規約は、たちかわ創造舎〔東京都立川市富士見町 6-46-1 旧多摩川小学校〕（以下「創造舎」という。）の利用における、利用者の遵守事項を定めるものである。

〔利用時間及び利用区分〕

第 2 条 創造舎の利用時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。

（午後 10 時完全退出。退出時間の遅れが目立つ場合は、超過料金をいただく場合があります。）

2. 1 日の利用区分は、午前の部は午前 9 時から午後 1 時まで、午後の部は午後 1 時 30 分から午後 5 時 30 分まで、夜間の部は午後 6 時から午後 10 時までとし、午前及び午後、夜間の利用区分を継続利用することができる。

3. 校庭、屋上及び屋外のスペース利用は、午後 9 時までとする。

〔利用料金〕

第 3 条 創造舎の利用者は、創造舎のスペースを利用するにあたり利用料金を支払わなければならない。また、利用許可を取消す場合はキャンセル料を支払うこととする。

〔利用許可の取消し〕

第 4 条 創造舎は立川市の「一次避難所」であり、災害発生時又は発生が予測される場合、立川市が避難所を開設する。その際は、既に許可した利用許可を取消すことがある。この取消しによる損害については、創造舎はその責めを負わない。

2 施設の利用が不相当と思われる場合は利用の許可を取消すことがある。

〔禁止事項〕

第 5 条 創造舎の利用者は、消防法に定める危険物ならびに火気等を施設内に持ち込むことができない。

2. 創造舎の利用者は、湯茶等の用に供する場合を除き、施設内での煮炊きはできない。また、施設内は原則、禁酒禁煙とするが、喫煙は所定の場所を指定して許可する。

3. 創造舎の利用者は、施設内で利用スペース・設備・備品への通常の使用による損耗を超える損傷を与えてはならない。

（床、壁、扉への釘打ち等は禁止する。床は養生テープを使用し、ガムテープは使用しないこと。また、機材等の搬出入の際は、床や壁面などを傷つけないよう注意すること。）

4. 創造舎の利用者は、施設内で許可の無い興行行為や営利を目的とする物品販売等の金銭の授受を行うことができない。

5. 創造舎の利用者は、施設内の共用部分で展示行為・物品の設置及び陳列ならびに放置を行うことができない。

6. 創造舎の利用者は、政治活動及び宗教活動、その他公序良俗に反する行為をしてはならない。

〔車両の駐車〕

第 6 条 施設内の駐車場等に車両を駐車する場合、駐車場等における車両が関係する事故及び車両の盗難その他については、利用者がその賠償責任を負い、創造舎はその責めを負わない。

2. 近隣の迷惑となるような自動車等の使用はこれを禁ずる。特に夜間の騒音は、近隣の住宅等に十分配慮すること。

〔近隣や他利用者への配慮〕

第 7 条 近隣に住宅地があること、他教室等にも利用者があることを考慮し、くれぐれも音漏れ、特に夜間、外に音漏れがないように気をつけること。

〔創造舎からの撤収〕

第 8 条 創造舎の利用者は、施設内に搬入した設備・機器等の搬出を利用許可期間内に行わなければならない。

2. 創造舎の利用者は、利用期限満了に伴う撤収に先立ち、利用スペースの原状回復をしなければならない。但し、通常の使用による利用スペース・設備・備品等の損耗についてはこの限りではない。

3. 創造舎の利用者は、施設利用で発生した廃棄物（ごみ等）を持ち帰らなければならない。

〔損害賠償等〕

第9条 本規約等を遵守しない利用者に対して、創造舎は利用期間の短縮ならびに賠償を求めることができる。

2. 連続利用の場合は、施設内に搬入した設備・機器等を期間中置くことができる。なお、これらの設備・機器等の盗難、火災等による人的・物的損害は、利用者がその賠償責任を負い、創造舎はその責めを負わない。

附則 本規約は平成27年8月1日から適用する。